

福岡県建築物耐震改修促進計画【別紙】

第3章Ⅲ. 1. 1). (3) 防災拠点建築物の指定による計画的な耐震化の推進

- ◇ 耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定により、大規模な地震が発生した場合にその利用を確保することが公益上必要で、かつ耐震化の進んでいない建築物について、市町村の意向を踏まえ、下表のとおり追加の指定を行う（5施設）。

（指定日：平成31年4月1日、耐震診断結果の報告期限：平成32年12月31日）

【大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物】

建築物名称	所在地	建築物の用途	災害時の用途
美咲隣保館	筑紫野市	隣保館	指定避難所
京町児童センター	筑紫野市	隣保館	指定避難所
岡田隣保館	筑紫野市	隣保館	指定避難所
六反公民館	筑紫野市	公民館	自主避難所
穂波交流センター	飯塚市	公民館	避難所